

# 「第5期戸田市地域福祉計画(案)」

## 意見募集期間

令和4年11月15日から令和4年12月14日まで

## 概要

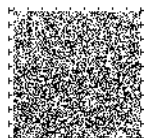
戸田市では、令和5年度から令和9年度までの5年を計画期間として「第5期戸田市地域福祉計画」を策定します。この計画は、本市の福祉分野の上位計画として、子ども・高齢者・障がい者、全ての人<sup>が</sup>認め合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域を目指し策定するものです。

## 市民生活への影響

この計画は「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田<sup>まち</sup>～」を基本理念としています。

基本施策に「地域で支え合う戸田<sup>まち</sup>づくり」「だれもが安心できる戸田<sup>まち</sup>づくり」「福祉サービスの充実した戸田<sup>まち</sup>づくり」を掲げ、戸田市の地域福祉に関する取り組みの方向性を定めています。

行政だけでなく、関係機関、地域のつながりや支え合いで快適に生活できる環境をつくるため、計画の推進を図ります。



## 「第5期戸田市地域福祉計画（案）」についてご意見を募集します

戸田市では、地域福祉の推進のために、「第5期戸田市地域福祉計画」を策定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和4年11月15日（火）から令和4年12月14日（水）まで

#### 2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）、障害者福祉会館（心身障害者福祉センター）、教育センターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

#### 3 関係資料

別添 第5期戸田市地域福祉計画（案）

#### 4 提出方法

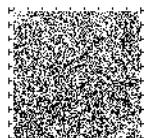
資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（[fukushi-somu@city.toda.saitama.jp](mailto:fukushi-somu@city.toda.saitama.jp)）

※資料公開場所により受付時間が異なります。

#### 5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語をお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。



## 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 第5期戸田市地域福祉計画（案）についての問い合わせ先

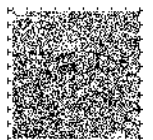
戸田市 健康福祉部福祉総務課

電話 048-441-1800（内線298）

## 戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048-441-1800（内線363）

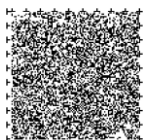


# 第5期戸田市地域福祉計画

## 第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画

【令和5年度～令和9年度】

—— 概要版(案) ——

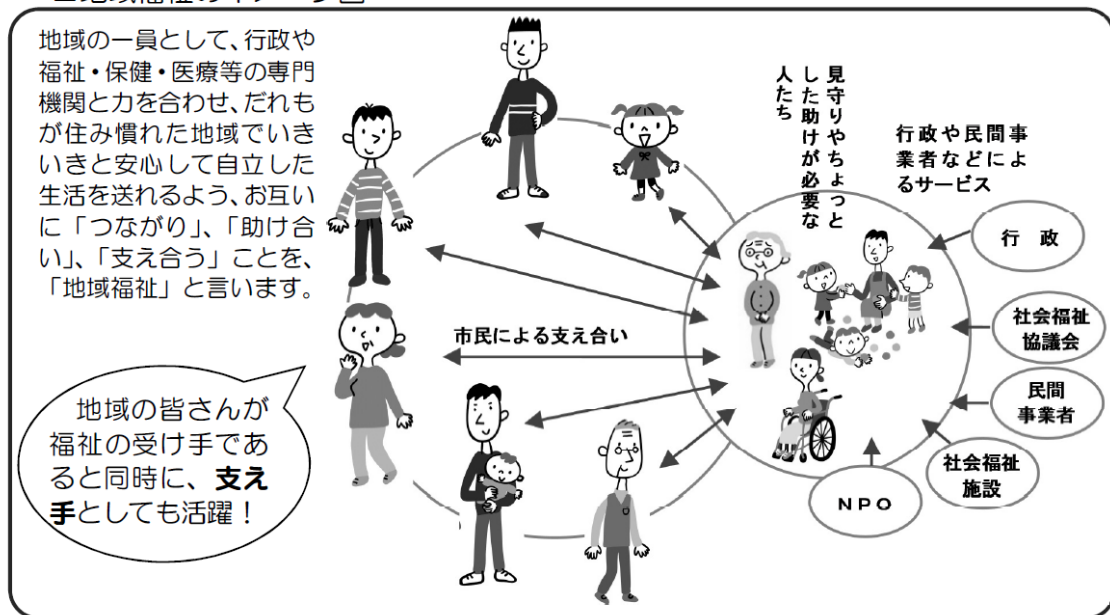


# 1 はじめに

## 1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、市民、市内で活動する団体・組織・福祉サービス事業所・行政などが、有機的なつながりを持って、お互い助け合い「顔の見える関係」をつくりながら、共に生き、支え合う社会を実現し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくための仕組みです。

■地域福祉のイメージ図

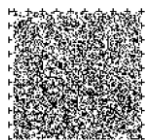


## 2 計画の位置づけ

戸田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠とする計画として、厚生労働省が定める「地域福祉計画策定ガイドライン」に基づき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の上位計画です。

戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

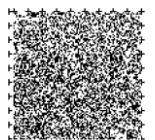
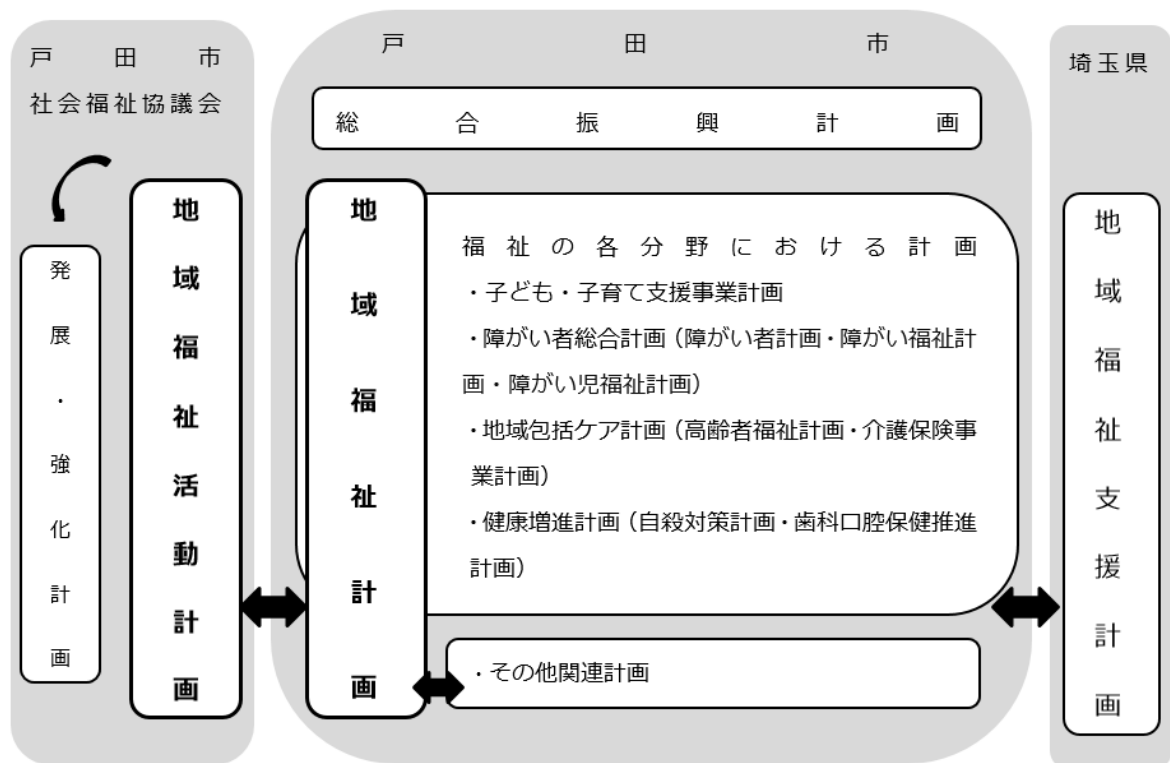
このように、地域福祉の「理念」と「仕組み」づくりに重点を置いた「地域福祉計画」と、地域福祉の「具体的な取組み」を記載した「地域福祉活動計画」は、車の両輪として相互に補完しあう計画となっており、これまで市と社会福祉協議会では、それぞれの計画を連携させることで、共に地域福祉の推進を図ってきました。



一方で、社会構造の変化などを背景として、人々が抱える福祉課題は複雑化・複合化しており、最も身近な支えあいの基盤である地域社会の役割は、これまでも増して重要となっています。

そこで、地域課題を整理し、課題解決に向け双方の役割を明確化しつつ、地域課題・地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、これまで別々に策定していた二つの計画を、第5期計画より一つの計画として、一体的に策定することといたしました。

また、本計画は市の最上位計画である総合振興計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画と連携、調整を図りつつ、市における地域福祉の方向性を示すものとなります。



### 3 計画の目的

本計画は、令和4年度に前計画の計画期間が終了することから、国や地域の動向を踏まえ、戸田市をより暮らしやすいまちにするために、市と社会福祉協議会、住民、地域で活動する団体との協働による地域福祉の推進、住民が安心して暮らせる環境の整備や地域コミュニティの発展・創出を図るべく策定するものです。

### 4 計画の期間

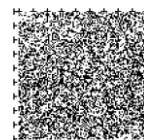
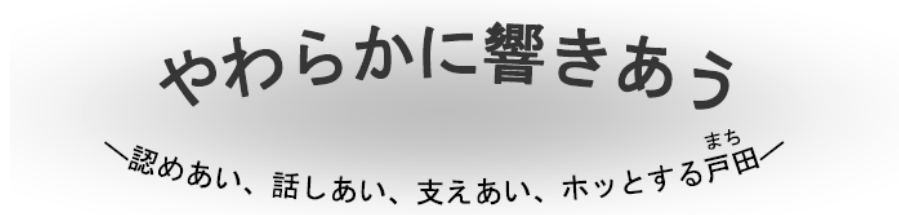
本計画の期間は令和5年度から令和9年度の5か年とします。

## 2 基本理念・基本目標

### 1 基本理念

前期計画までの「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする<sup>まち</sup>戸田～」という市の理念を受け継ぎ、戸田市と戸田市社会福祉協議会が互いに話し合い、福祉サービスの充実した戸田市のために連携し、だれもが安心して地域で暮らし続けられる地域社会づくりを目指していくことといたします。

### 《基本理念》



## 2 基本施策

基本理念「やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田～」の実現に向けて、次の3つの基本施策に取り組みます。

この施策は第4期地域福祉計画の成果を生かしつつ、戸田市と戸田市社会福祉協議会で、新たな課題解決に向けた取り組みを示すものとなります。

### 基本施策1 地域で支えあう<sup>まち</sup>戸田づくり

第4期戸田市地域福祉計画より引き続き、活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します。

地域福祉推進への市民の主体的参加を促進するとともに、地域福祉を推進する人材を育成します。また、身近な地域での活動が定着するように、地域の拠点整備や、地域住民、ボランティア団体等の活動支援を行います。

### 基本施策2 だれもが安心できる<sup>まち</sup>戸田づくり

年齢、性別、障がい等の属性に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりをめざします。

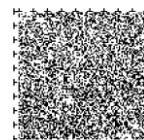
高齢者、障がい者をはじめ、誰もが日常生活で不自由がなく生活できる地域にするため、災害時に助け合うための仕組みや、バリアフリーのまちづくりを進めていくとともに、子どもや高齢者等、支援が必要な方の権利を守るための取り組みを行います。

### 基本施策3 福祉サービスの充実した<sup>まち</sup>戸田づくり

福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを必要としている人が必要なサービスを利用することができる仕組みづくりに取り組みます。

様々な要因で生活に困窮している方が、安定した暮らしを送るための支援を行います。

複合化する福祉ニーズに対応するため、支援を必要としている人が必要な制度を利用することができる体制づくりの構築に努めていきます。また、様々な要因で複雑化、複合化した課題を抱える人を受け止め、支援に取り組んでいくための相談窓口の充実を図ります。





## 4 基本施策の展開図

設定した基本理念、基本施策を踏まえて、次の通り施策を展開し、方向性を決めました。

基本理念を実現するための3つの基本施策と9つの展開

基本理念	基本施策		施策の展開	
やわらかに響きあう、認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田	1	地域で支えあう戸田づくり	1	地域福祉活動の担い手の確保
			2	顔の見える関係づくりの支援
			3	地域福祉活動の支援
	2	だれもが安心できる戸田づくり	1	だれもが安心できる環境の充実
			2	権利擁護の推進
			3	情報の共有と発信の充実
	3	福祉サービスの充実した戸田づくり	1	安定した暮らしのための支援
			2	健やかに過ごすための仕組みづくり
			3	相談支援体制の充実



## 3 施策の展開

---

### 基本施策Ⅰ 地域で支えあう戸田づくり

#### Ⅰ 地域福祉活動の担い手の確保

---

地域福祉活動の担い手を確保するため、セミナーや勉強会を通じ、地域福祉に係る人材を育成します。また、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を担う民生委員・児童委員への支援を行います。

##### 市の取り組み

【地域を元気にする学びの推進】【生活支援の担い手養成】【民生委員・児童委員の活動支援】

##### 社協の取り組み

【福祉に対する市民意識の向上】【ボランティア講座の充実】

#### 2 顔の見える関係づくりの支援

---

身近な圏域での地域福祉活動が定着するように、地域コミュニティづくりを支援し、地域活動団体への加入促進や活動拠点の整備、孤立を防ぐための居場所づくりを行います。

##### 市の取り組み

【地域コミュニティづくりの支援】【居場所づくりの支援】【地域活動拠点の提供】【ICTを活用した地域交流活動の支援】

##### 社協の取り組み

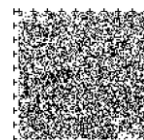
【支部活動活性化事業の実施】【子ども等の居場所づくりへの支援】【サロン活動の充実】

#### 3 地域福祉活動の支援

---

住民の地域福祉活動に対する支援や団体同士の連携を推進し、ボランティア団体の支援や団体間のネットワークづくりを行います。また、公私協働の実現のため、社会福祉法人の地域における連携を支援します。

##### 市の取り組み



【ボランティア活動の推進】【市民活動団体への支援】【高齢者の活動機会の拡充】

#### 社協の取り組み

【地域福祉財源の確保】【地域支え合いのための活動支援】【ボランティア活動の支援】【社会福祉法人や他機関との連携による支援】

## 基本施策 2 だれもが安心できる戸田づくり

### 1 だれもが安心できる環境の充実

---

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して過ごすことができる戸田を目指して、バリアフリー化の促進や移動手段の確保、配慮が必要な人へ住まいの確保するための支援を行います。また、災害が起こった時に備えて、日常的な見守りを通じて、地域の助け合いの仕組みを作ります。

#### 市の取り組み

【地域の防災力の強化】【バリアフリー化の促進】【住まい確保の支援】

#### 社協の取り組み

【見守り活動の充実】【災害ボランティアセンター設置訓練の実施】【外国人への支援】

### 2 権利擁護の推進

---

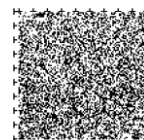
高齢者、子ども等の生活するにあたって支援を必要とする人の権利を守るため、虐待事案についての対応や成年後見制度の活用など、権利擁護のための取り組みを進めます。

#### 市の取り組み

【成年後見制度の利用支援】【虐待防止策の充実】【差別の解消】【更生保護サポートセンターの運営】

#### 社協の取り組み

【成年後見制度の利用促進】【福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の充実】【法人後見の周知・積極的な受任】



### 3 情報の共有と発信の充実

---

困りごとを抱えた人が必要な情報を受け取ることができるように、広報や制度の周知に必要な情報を発信します。

#### 市の取り組み

【コミュニケーション環境の整備】【福祉に関する情報の発信】【福祉に関する情報の共有化】

#### 社協の取り組み

【分かりやすい福祉情報の提供】【福祉マップの充実】

## 基本施策3 福祉サービスの充実した戸田づくり

### 1 安定した暮らしのための支援

---

失業や長期に渡るひきこもり等、様々な要因で、生活に困窮している人が安定した生活を送ることができるための支援を行います。

#### 市の取り組み

【生活困窮者・世帯の自立支援】【生活保護世帯への支援】【生活困窮者等の学習支援】

#### 社協の取り組み

【生活福祉資金貸付事業】【生活困窮者世帯への支援】

### 2 健やかに過ごすための仕組みづくり

---

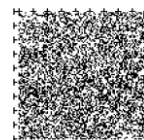
身体と心の健康を維持するために、健康意識の向上を働きかけるとともに、地域づくりを推進することで、不安や悩みをひとりで抱え込むことがない環境をつくれます。

#### 市の取り組み

【こころの健康づくりの推進】【介護予防の促進】【健康意識の向上】

#### 社協の取り組み

【コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくりの支援】【アフターコロナに留意した地域支援】



### 3 相談支援体制の充実

---

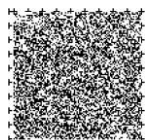
福祉に関する相談窓口や地域の身近な相談員であるコミュニティソーシャルワーカーの充実を図り、様々な相談を受け止めることができる仕組みを作ります。

#### 市の取り組み

【各種相談窓口の運営】【ケアラー・ヤングケアラーの支援】

#### 社協の取り組み

【複合的な課題を抱える方に対する支援】【民生委員との連携、協力】【相談支援の充実】



# 「戸田市ケアラー支援条例(案)」

## 意見募集期間

令和 4 年 11 月 15 日 から 令和 4 年 12 月 14 日 まで

## 概要

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。

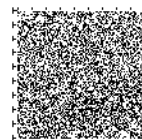
とりわけ家族による介護の場合は、「家族が介護することが当たり前」といった見方があるため、周囲の理解を得られず、悩みを声に出しにくい環境があります。なかでもケアラーのうち、18歳未満のヤングケアラーは家庭の状況によりケアラーとしての自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

本市においては、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、条例を制定します。

## 市民生活への影響

ケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来へ見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない、と悩みを持っている方々がおり、ケアラーを家庭内の問題にせず社会全体が認識して支援することで、ケアラーが健康で文化的な生活が営めるような地域社会の実現につながります。

また、ヤングケアラーがケアによる悩みが軽減され、希望の進路に進める可能性が膨らむなど、子どもの権利擁護にも寄与します。



## 「戸田市ケアラー支援条例（案）」についてご意見を募集します

戸田市では、ケアラー支援を推進するためのために、「戸田市ケアラー支援条例」を制定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和4年11月15日(火)から令和4年12月14日(水)まで

#### 2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）、障害者福祉会館（心身障害者福祉センター）、教育センターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

#### 3 関係資料

別添 戸田市ケアラー支援条例（案）

#### 4 提出方法

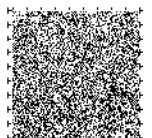
資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（fukushi-somu@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。

#### 5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。



## 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 戸田市ケアラー支援条例（案）についての問い合わせ先

戸田市 健康福祉部福祉総務課

電話 048-441-1800（内線650）

## 戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048-441-1800（内線363）

